

埼玉県立大学情報システム等業務支援委託契約書（案）

公立大学法人埼玉県立大学（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、「埼玉県立大学情報システム等業務支援委託」（以下「本件業務」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 甲は、本件業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（本件業務の実施）

第2条 乙は、別添「埼玉県立大学情報システム等業務支援委託仕様書」に基づいて本件業務を履行しなければならない。

（契約期間）

第3条 本件業務の契約期間は、2019年9月1日から2022年9月30日までとする。

なお、上記期間のうち、2019年9月1日から同年同月30日までの期間は、業務引継期間とし、委託料の始期は、2019年10月1日からとする。

（契約金額）

第4条 契約金額は、総額 円（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額 円を含む。）とし、月額は、 円（うち取引にかかる消費税額及び地方消費税額 円を含む。）とする。

ただし、各会計年度における支払額は、次のとおりとする。

2019年度	円（消費税及び地方消費税額	円を含む。）
2020年度	円（消費税及び地方消費税額	円を含む。）
2021年度	円（消費税及び地方消費税額	円を含む。）
2022年度	円（消費税及び地方消費税額	円を含む。）

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、契約金額に100分の10を乗じた額を納付するものとする。ただし、公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程第38条の規定に該当する場合は免除する。

（善良なる管理者の注意義務）

第6条 乙は、本件業務を遂行するに際して、善良なる管理者の注意義務をもって業務にあたるものとする。

（業務完了の報告・検査）

第7条 乙は、本件業務が完了したときは、当該月終了後、遅滞なく別記様式1「業務完了報告書」を甲に提出しなければならない。

2 甲は、各月の前項の報告書を受理したときは、10日以内に業務の完了を確認するための検査を行うものとする。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは、甲の指定する期間内に本件業務の補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合においては前項の規定を準用する。

（請求及び支払）

第8条 乙は、前条の検査に合格した後に、甲に支払いを請求するものとし、甲は適法な請求書を受理した日の属する月の翌月末までにこれを乙に支払うものとする。

(履行期限の延長)

第9条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに本件業務を履行することができないことが明らかになったときは、甲に対して速やかにその理由を明示した書面を提出し、履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、前項の申し出を受けた場合は、その内容を検討し、正当であると認めるときは、履行期限を延長することができる。

(管理責任者の選任及び報告)

第10条 乙は、本件業務を遂行するに当たり、管理責任者を選任し、業務処理を行うものとする。

2 乙は、前項の管理責任者を選任したとき及び変更した場合は、甲に対し別記様式2「管理責任者選任（変更）届」により報告するものとする。

(要員の指揮命令等)

第11条 乙において、乙の要員に対する業務履行に関する指示、労働時間等の指示、職場秩序の維持確保に関する一切の指揮命令は、前条第1項で定めた管理責任者がこれを行うものとする。

(法令遵守)

第12条 乙は、本件業務を履行するに当たって関係法令、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。第28条において「条例」という。）その他の規定に従って行わなければならない。

(作業場所、機器等の確保又は準備)

第13条 乙は、本件業務を履行するために必要な作業場所、コンピュータ機器及びその他作業に要する物品等（本条第3項に指定するものを除く。）を、甲の承認のもと乙の責任において確保又は準備しなければならない。

2 乙は、前項により準備した作業場所等を特定し、情報セキュリティに必要な措置を講じなければならない。また、コンピュータ機器その他作業に要する物品等も同様とする。

3 甲は、乙に対して本件業務を履行するために、別に定める「貸与物品一覧」のとおり貸与する。

4 乙は、前項により貸与された物品について、本件業務を履行するためのみに使用しなければならない。

(貸与資料等の提供)

第14条 乙は、甲に対し本件業務を行うために必要な（個人）情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下「貸与資料等」という。）の提供を要求できるものとする。

2 前項の規定により、乙が貸与資料等の提供を受けたときは、甲に対し、提供を受けた貸与資料等が特定できる内容、数量等を記載した借用書を提出しなければならない。

3 前2項の規定は、第21条第1項ただし書の規定により、乙が、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合において準用する。この場合「甲」とあるのは「乙」と、「乙」とあるのは「乙から、本件業務の全部又は一部を委託され、又は請け負った者」と読み替えるものとする。

(資料等の返還等)

第15条 乙は、本件業務を行わなくなった場合は、返還対象資料等（貸与資料等（複製したもの）を含む。）及び本件業務を行うために乙自らが収集又は作成した個人情報が記録された資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を速やかに甲に返還しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承諾を受けたときは、甲の立会いの下に、返還対象資料等を廃棄することができる。

3 甲は、第1項の規定により返還対象資料等の返還を受けたときは、乙に対し、返還を受けた返還対象資料等が特定できる内容、数量等を記載した受領書を交付しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が、本件業務の遂行中に不要となった返還対象資料等について準用する。

5 第1項、第3項及び前項の規定は、第21条第1項ただし書の規定により、乙が、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合において準用する。この場合「甲」とあるのは「乙」と、「乙」とあるのは「乙から、本件業務の全部又は一部を委託され、又は請け負った者」と読み替えるものとする。

(区域等への立入り)

第16条 乙は、本件業務の履行のために必要がある場合、甲の立会いの下、必要な区域等に立ち入ることができる。

(危険負担)

第17条 乙の行為及び責任において、甲に損害が生じた場合には、甲の責めに帰すべき場合を除き、その損害は乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第18条 甲は、納入された成果物の中に隠れた瑕疵があるときは、引渡し完了日から起算して1年間、乙に対し無償で修正又は補足を請求することができる。ただし、瑕疵の原因が甲の責めに帰すべき場合は、この限りではない。

2 甲は、前項の瑕疵のために、損害が発生した場合は、乙に損害賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の瑕疵のため、契約の目的を達することができないときは、契約を解除することができる。

4 第2項に規定する賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(権利の帰属)

第19条 本件業務により作成されたプログラム、データ、データベース、書類等（以下「プログラム等」という。）の著作物の所有権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号。以下「著作権法」という。）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）及びその他の権利は、甲に帰属するものとする。

2 乙が、従来から保有している権利を用いて作成したプログラム等については、著作権及びその他の権利を乙に留保するものとし、乙は、それらを利用して本件業務と同種のプログラム等を作成することができる。

3 乙は、甲に対し、著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使できないものとする。

4 乙は、本件業務の履行及び本件業務の成果物に対して、第三者の知的財産権を侵害しないことを保障しなければならない。

(秘密等の保持等)

第20条 乙は、甲から貸与された資料（既に公知の情報を除く。）及び本件業務の履行に際して知り得た甲の秘密及び住民・職員等の個人情報（以下「秘密」という。）を第三者に漏らし、又は本件業務の履行のため以外の目的で利用してはならない。

2 乙は、乙の従事者に対して、前項に規定する義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 甲及び乙の秘密保持義務は、本契約終了後も継続する。

(再委託の禁止)

第21条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、前項の規定により、本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、本契約書の趣旨にのっとり、その取扱いを委託され、又は請け負った個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受け、又は請け負った者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙が本件業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該第三者の行為は、乙自らの行為とみなし、これに対しては、乙が当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負う。

(違約金)

第22条 乙は、その責めに帰すべき理由により契約の履行遅滞があったときは、遅延日数に応じ契約金額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号）を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定により算出した違約金の総額が100円に満たないときは、当該違約金の納付は要しないものとする。

(契約の変更)

第23条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(契約の解除)

第24条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。

(2) この契約に定める委託業務を履行しないとき、又は乙がその責めに帰すべき事由によって、履行期限までに履行の完了が見込めないと認めるとき。

(3) 乙の責めに帰すべき事由により情報漏えい等情報セキュリティ事故が発生したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約(以下「再委託契約等」という。)に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

(損害賠償)

第25条 乙は、その責めに帰すべき理由によって甲に損害を与えたとき、又は前条第1項の規定により乙が契約を解除されたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

第26条 本件業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合は、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

(苦情処理)

第27条 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(埼玉県個人情報保護条例の適用等)

第28条 乙は、条例第2条第9項の個人情報ファイル(条例第13条第2項第1号から第11号に掲げる個人情報ファイルを除く。)を作成するときは、あらかじめ、甲に対し、条例第13条第1項各号に掲げる事項に準ずる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、前項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、その取扱いをやめるとき、又はその個人情報ファイルが条例第13条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅

滞なく、甲に対しその旨を通知しなければならない。

3 乙が取り扱う個人情報については、甲の保有する保有個人情報として条例の適用を受けるものとし、甲が実施機関として条例の定める手続を行うものとする。

(契約保証金の返還等)

第29条 甲は、乙がこの契約を履行したときは、遅滞なく契約保証金を返還するものとする。

2 第24条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

3 契約保証金に対しては、その受け入れ期間について利息を付さないものとする。

(契約保証金の納付が免除されている場合の特例)

第30条 乙は、契約保証金の納付が免除されている場合において、第24条第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、契約保証金の甲への帰属に代えて、契約金額の100分の1に相当する額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第31条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第32条 この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、甲の請求に基づき、委託金額の10分の2に相当する額（この契約締結後、委託金額の変更があった場合には、変更後の委託金額）を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入れ（見積書の提

出を含む。) が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の
独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)の
刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、甲に生じた損害額が前項の規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、
甲の請求に基づき甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙は、前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した
日から支払いをした日までの日数に応じ、請求額に政府契約の支払遅延に対する遅延利息
の率(昭和24年12月12日大蔵省告示第991号)を乗じて得た額を違約金として甲に納付し
なければならない。

(業務内容の引継ぎ)

第33条 履行完了に際し、後任運用管理の受託者に対して、業務作業手順書の業務に必
要な書類、図画及び電磁的記録を引き渡すとともに、運用管理に支障を来すことのないよ
う遺漏なく引継ぎを行うこと。

(疑義の決定)

第34条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合は、甲、
乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1
通を所持する。

年 月 日

埼玉県越谷市三野宮820

甲 公立大学法人埼玉県立大学

理事長 田中 滋

(住所 ※法人の場合、所在地)

乙 (※法人の場合、名称又は商号)

(氏名 ※法人の場合、代表者の職・氏名)

別記様式1

業務完了報告書

年 月 日

(あて先)

公立大学法人埼玉県立大学理事長 田中 滋

所在地

会社名

代表者名

埼玉県立大学情報システム等業務支援委託について、下記のとおり、業務が完了したので、埼玉県立大学情報システム等業務支援委託契約書第7条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 履行期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 特記事項

別記様式2

管 理 責 任 者 選 任 (変 更) 届

年 月 日

(あて先)

公立大学法人埼玉県立大学理事長 田中 滋

所在地

会社名

代表者名

埼玉県立大学情報システム等業務支援委託について、下記のとおり管理責任者を選任(変更)したので、埼玉県立大学情報システム等業務支援委託契約書第10条第2項の規定に基づき報告します。

記

1 役職名

2 氏名